平成26年7月1日から生活保護法の一部が改正されました。

別　紙

**＜指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直し内容(抜粋)＞**

○改正法による施術機関については，あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え，はり師及びきゅう師についても，指定を受けるものとすること。

○指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。

**(欠格事由の例)**

・申請者が，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

・申請者が，指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

・申請者が，指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で，当該申出の日から起算して５年を経過しない者であるとき。

**（指定除外要件の例）**

・被保護者の助産又は施術について，その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

**(取消要件の例)**

・指定助産機関又は指定施術機関が，禁錮以上の刑に処せられたとき。

・指定助産機関又は指定施術機関が，不正の手段により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けたとき。

○過去の不正事案にも対応できるよう指定助産機関の又は指定施術機関であった者についても，立ち入り検査等を行えるものとしたこと。

○指定助産機関又は指定施術機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に，返還されるべき額のほか，100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることものとしたこと。

○現行法の指定を受けている助産師，あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は，施行日において改正法の指定があったものとみなされること。